私は、民法７５０条によって制定されている制度は、憲法１３条・同憲法２４条２項を侵害しているため、違憲であると考える。

　確かに、夫婦の氏を同一にすることは、内外にその社会的な関係を示すための意義があるが、現在における氏の意義はそれだけにとどまらない、と私は考える。

まず、両性の社会進出が顕著になってきた昨今において、その氏は個人を示す指標の一つとしての役割が大きくなってきている。判決文にあったように、氏を変えることによって得る不利益は、婚姻前の氏の使用が社会的に一般化されることによって一定程度緩和されるのかもしれないが、それはあくまで通称使用の時に限られており、公的な紙面などに関してはこの限りではない、という岡部裁判官の主張に私は同調する。次に、家族の形態についても、母子家庭、父子家庭、同性婚など、多種多様な形が社会的に認められるにつれて、家族として社会的に認知されるためには、共通の氏よりも両人の意思を尊重するようになってきており、家族として認知されるために氏が持つ役割は制定当時より大きくはない。よって、最高裁の判断した民法７５０条における氏の意義は、制定当時には家族の呼称として内外に示す意義があったものの、現代ではその氏で婚姻前まで過ごしてきた個人の呼称としての意義を重視する必要性が制定当時より増加している。

以上を踏まえると、本制度は内外にその社会的な関係を示すという意義は十分に達成されているが、個人の呼称としての意義の達成は不十分である。よって、憲法１３条・同憲法２４条２項の保証する「個人としての尊重」及び「個人の尊厳」を侵害しているため、違憲であると私は考える。

参考文献

『判例タイムズ』 2016年四月出版 No.1421 p84～p101

日本経済新聞 2015年12月17日(木)朝刊 「専門家の見方」

南山大学法学部・法学会No『ベーシック演習テキスト＆マテリアルズ 2016』p20～29

4